

北区男女共同参画行動計画

# 第7次 アゼリアプラン

概要版

令和7(2025)年3月  
東京都北区

# 1

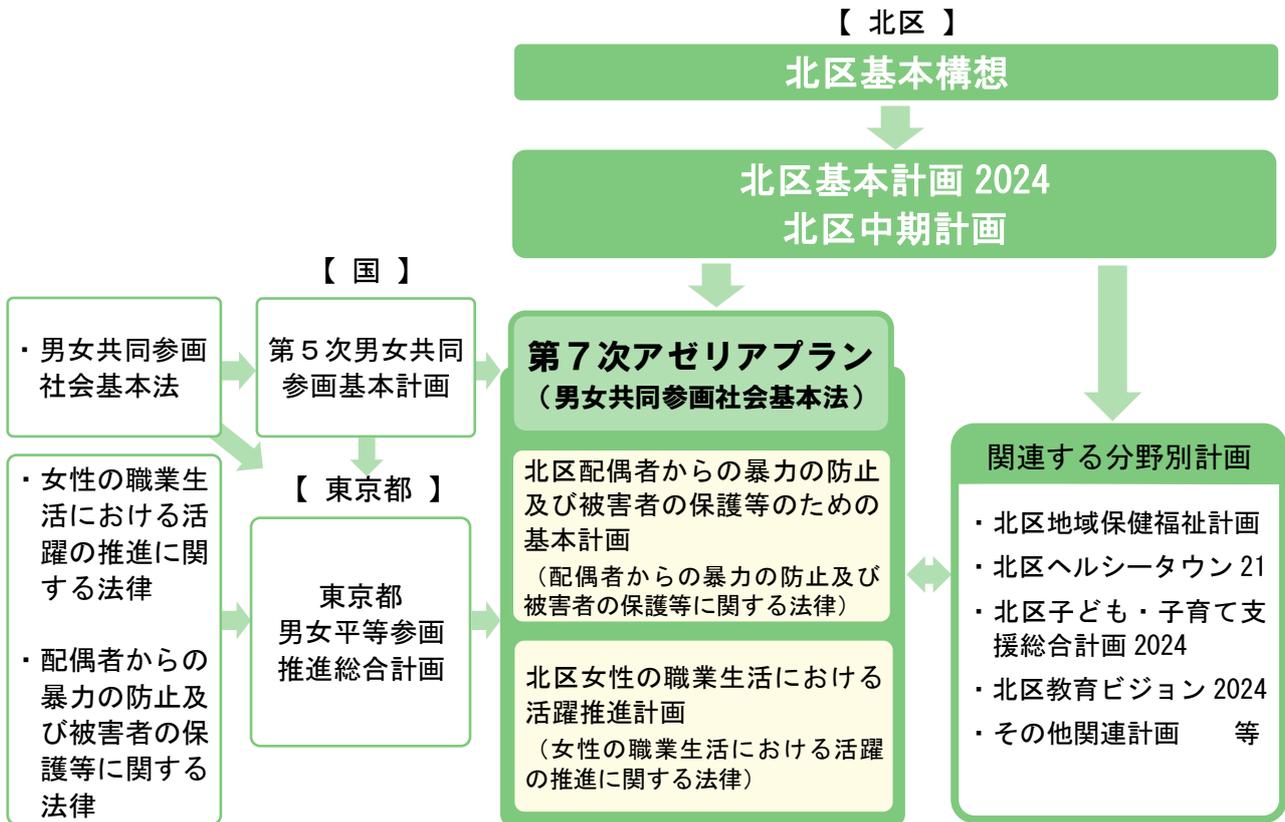
## 計画の枠組み

### 1 計画策定の目的

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、区政の各分野において必要な施策を総合的に推進することを定めるものです。

### 2 計画の位置付け

北区男女共同参画行動計画「第7次アゼリアプラン」の位置付けは、次の通りです。



### 3 計画の期間

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
北区	第6次 アゼリアプラン		第7次アゼリアプラン				

## 2

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の基本理念

### 基本理念（北区男女共同参画条例第3条から要約）

- 1 すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- 3 すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に共に参画できる機会が確保されること。
- 4 あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- 5 すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- 6 すべての区民が互いの性を理解し、互いにその意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- 7 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。



## 2 計画の体系

### 男女共同参画条例の基本理念(第3条)

すべての区民の人権の尊重 (第1項)  
互いの性の理解と健康な生活を営む権利の保障 (第6項)

### 基本目標

I すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心して暮らせるまち

### 課題

- 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援 …< 5 頁 >  
※「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置付け
- 2 互いの人権を尊重する意識の形成 …< 6 頁 >
- 3 生涯を通じて健康的な生活を送るための支援 …< 6 頁 >
- 4 性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援 …< 7 頁 >

家庭生活と社会活動の均衡と調和 (第5項)  
多様な生き方を選択できる社会づくり (第2項)  
あらゆる分野における政策・方針の立案・決定への参画 (第3項)

II あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち

※「北区女性の職業生活における活躍推進計画」として位置付け

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進 …< 7 頁 >
- 2 子育てや介護に関する支援 …< 8 頁 >
- 3 働く場における男女平等の推進 …< 8 頁 >
- 4 意思決定過程への女性の参画推進 …< 9 頁 >

あらゆる教育の場における男女共同参画の推進 (第4項)  
国際理解の下での男女共同参画の推進 (第7項)

III あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

- 1 育ちの場における男女共同参画意識の形成 …< 9 頁 >
- 2 暮らしにおける男女共同参画の推進 …< 9 頁 >

※ ( ) の項番号は北区男女共同参画条例第3条の項番号を指す

### 計画の推進体制

- 1 計画を推進するための庁内体制の整備・強化 …< 10 頁 >
- 2 計画を推進するための庁外体制の整備・強化 …< 10 頁 >



## 施 策

- ① 暴力防止のための周知・啓発
- ② 相談体制の充実
- ③ 被害者支援の充実

- ① 人権の尊重および男女共同参画を阻害する暴力防止の意識づくり
- ② 人権侵害防止および男女共同参画を阻害する暴力の防止対策

- ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及・啓発
- ② 生涯を通じた健康づくりへの支援
- ③ 生きづらさを抱える人への支援

- ① 性の多様性に関する啓発
- ② 性的マイノリティへの支援

- ① 企業等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発・支援
- ② 働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- ① 子育てをしている人への支援
- ② 家族の介護をしている人への支援
- ③ 困難を抱える家庭への支援

- ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
- ② 職場等におけるハラスメントの防止

- ① 政策・方針決定過程における女性の参画推進
- ② 地域や職場における女性リーダーの育成

- ① 子どもに対する男女共同参画意識の形成

- ① 家庭・地域における男女共同参画意識の形成
- ② 多様な視点を取り入れた防災対策の充実

- ① 男女共同参画についての区職員の意識の形成・促進
- ② 計画の進捗管理・見直し
- ③ スペースゆりの機能の充実

- ① 区民や関係機関等との連携・協働

## 1 基本目標 I

## 基本目標 I

すべての人が性別にとらわれず人権を尊重し安心して  
くらせるまち

## 課題 1 「配偶者等からの暴力の防止と被害者の支援」

## 施策



## ① 暴力防止のための周知・啓発

配偶者や交際相手からの暴力は犯罪となる重大な人権侵害であるという認識を、様々な機会を捉えて広く区民に啓発します。また、将来、子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、暴力防止の意識づくりに向けた啓発に取り組みます。

## 重点取組

- No.2 若年層に対する暴力防止に向けた啓発
- No.3 DVに関する情報提供による暴力の早期発見の実現

## ② 相談体制の充実

被害者本人や配偶者暴力に気づいた人がすぐに相談することができ、被害者に適切な支援を総合的に行うことができるよう、各種相談事業を実施する担当機関と連携します。

## 重点取組

- No.4 DV被害者のための相談の実施
- No.6 配偶者暴力相談支援センターの運営

## ③ 被害者支援の充実

日常の業務の中で配偶者暴力を発見しやすい立場にいる様々な関係者と連携し、被害者の安全に配慮しながら適切な対応が図られるよう、情報提供を行います。

## 重点取組

- No.7 被害者の緊急一時保護事業の実施

## 課題2 「互いの人権を尊重する意識の形成」

### 施策



#### ① 人権の尊重および男女共同参画を阻害する暴力防止の意識づくり

児童、高齢者、障害者等への虐待防止研修等を実施し、虐待防止に対する意識の向上を図ります。また、区民一人ひとりの人権意識を高めるため、啓発や学校での人権教育を行います。

#### 重点取組

- No.11 人権の尊重と男女共同参画の重要性の啓発
- No.12 人権の尊重と男女共同参画の重要性の理解に関する教育の実施

#### ② 人権侵害防止および男女共同参画を阻害する暴力の防止対策

児童、高齢者、障害者等への虐待、人権を侵害する行為の未然防止のため、関係機関との連携を強化し、切れ目のない総合的な支援を行います。また、児童、高齢者や障害者等権利擁護の推進を図ります。さらに、区民のメディア・リテラシーを高めるための啓発に取り組みます。

#### 重点取組

- No.20 様々なハラスメントの防止に関する啓発

## 課題3 「生涯を通じて健康的な生活を送るための支援」

### 施策



#### ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発

性と生殖に関する健康と権利を守る取組について、性別や世代にとらわれず、正確な情報や科学的知識に基づいた内容を提供します。

#### 重点取組

- No.24 性に関する学びの提供

#### ② 生涯を通じた健康づくりへの支援

生涯にわたって安心して健康な生活を送ることができるよう、病気の早期発見や健康づくりに向けた支援を行います。また、メンタルヘルス対策への取組も進めます。

#### ③ 生きづらさを抱える人への支援

固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、複合的な生きづらさを抱える人がいます。このような人を相談や適切な支援につなげていきます。

## 課題4 「性の多様性を尊重する社会に向けた理解促進および支援」

### 施策



#### ① 性の多様性に関する啓発

性の多様性の正しい理解と知識の普及啓発のため、職員に対する研修の実施、区民を対象とした啓発事業の実施や情報提供を行います。

#### 重点取組

No.36 区民に対する性の多様性に関する啓発

#### ② 性的マイノリティへの支援

北区パートナーシップ宣誓制度を、東京都と連携しながら運用します。また、性的少数者を対象とした相談の実施や居場所を提供する等、性的少数者への支援を行います。

#### 重点取組

No.37 性的マイノリティに対する相談の実施や居場所の提供

## 2 基本目標II

### 基本目標II

あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが活躍するまち

## 課題1 「ワーク・ライフ・バランスの推進」

### 施策



#### ① 企業等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発・支援

企業等のワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るために啓発活動を行うとともに、男性の働き方に対する意識改革の促進や労働に関する啓発を行います。

#### 重点取組

No.39 働き方改革・意識改革の啓発

#### ② 働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

だれもが希望に応じて仕事や家庭で活躍できるよう、働く人に向けたワーク・ライフ・バランスの理解促進のための啓発活動を行います。

#### 重点取組

No.42 働き方改革・意識改革の啓発（再掲）

## 課題2 「子育てや介護に関する支援」

### 施策

#### ① 子育てをしている人への支援

地域による子育て支援や子育て中の養育者の相談体制の充実等を図ります。また、地域ごとの保育サービスや学童保育のニーズを適切に把握し、ニーズに応じた対応を進めます。

#### 重点取組

No.52 子育て情報の提供



#### ② 家族の介護をしている人への支援

家族の介護・看護による離職防止や離職後の職場復帰のための情報提供等、介護者に対する支援を行います。

#### 重点取組

No.56 介護による離職防止・  
職場復帰のための  
情報提供

#### ③ 困難を抱える家庭への支援

困難を抱える家庭が孤立することのないよう、当事者や家族の居場所づくりや保護者の自立支援等の取組を行います。

## 課題3 「働く場における男女平等の推進」

### 施策

#### ① 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援

女性活躍推進法に基づく協議会を継続して運営します。また、個々の女性がそれぞれの希望に応じた働き方ができるよう、再就職やキャリア形成に向けた支援を行います。

#### 重点取組

No.71 就職や再就職のための  
支援  
No.73 キャリア形成の支援



#### ② 職場等におけるハラスメントの防止

職場等でのセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた啓発を行います。

#### 課題4 「意思決定過程への女性の参画推進」

##### 施策



##### ① 政策・方針決定過程における女性の参画推進

審議会等委員の構成において男女のバランスに配慮しながら、女性が意思決定過程に積極的に参画できる環境・意識づくりを推進します。

##### 重点取組

No.75 庁内審議会等への女性委員の参画推進

##### ② 地域や職場における女性リーダーの育成

女性が、職場や町会・自治会等の地域でリーダーとして能力を発揮し活躍できるようにするための取組を進めます。

##### 重点取組

No.77 女性リーダーを育成するための講座の実施や情報提供

### 3 基本目標Ⅲ

#### 基本目標Ⅲ

あらゆる分野で性別にとらわれずだれもが学び参画するまち

#### 課題1 「育ちの場における男女共同参画意識の形成」

##### 施策



##### ① 子どもに対する男女共同参画意識の形成

学校や保育園・幼稚園等において、固定的性別役割分担にとられない教育・保育を実施します。また、学校教育を通じて、メディア・リテラシーの育成に努めます。

#### 課題2 「くらしにおける男女共同参画の推進」

##### 施策



##### ① 家庭・地域における男女共同参画意識の形成

家庭・地域における男女共同参画意識を高めるための啓発を行います。

##### ② 多様な視点を取り入れた防災対策の充実

防災計画や避難所運営に、性別にとられない多様な視点を取り入れます。また、防災講座や情報提供を行います。

##### 重点取組

No.92 多様な視点を取り入れた防災講座の実施や情報誌等による啓発

## 4 計画の推進体制

### 課題1 「計画を推進するための庁内体制の整備・強化」

#### 施策



#### ① 男女共同参画についての区職員の意識の形成・促進

区職員が、男女共同参画意識を持ちながら日常業務を遂行できるよう、研修を実施します。また、職員の男女共同参画に関する意識・意向を把握するため、調査を実施します。

#### ② 計画の進捗管理・見直し

計画の進捗状況の評価を行います。また、区民に対する意識・意向調査を実施し、区民の意識や意向の把握、施策の効果検証を行い、アゼリアプランの取組に反映させていきます。

#### ③ スペースゆうの機能の充実

スペースゆうが、男女共同参画のための拠点施設としての役割や機能を十分に果たせるよう、また、より多くの区民にスペースゆうを活用してもらうため、周知等に取り組みます。

#### 重点取組

No.103 スペースゆうおよびスペースゆう開催事業の周知・情報発信

### 課題2 「計画を推進するための庁外体制の整備・強化」

#### 施策



#### ① 区民や関係機関等との連携・協働

男女共同参画施策をより効果的に実施するために、地域団体、大学、企業、民間団体、関係機関等と連携・協働して取り組みます。

北区の男女共同参画行動計画は、区民の皆さんに身近で親しみのある区の花「ツツジ」の英語名「アゼリア (Azalea)」から「アゼリアプラン」と名付けられました。



区の花 つつじ

City Flower : Azalea

「ツツジ科ツツジ属」

Ericaceae Rhododendron



北区男女共同参画行動計画  
第7次アゼリアプラン 概要版

刊行物登録番号  
6-1-139

令和7（2025）年3月

発行：東京都北区総務部多様性社会推進課  
住 所：〒114-8503

東京都北区王子1-11-1 北とびあ5階

電 話：03（3913）0161（ダイヤルイン）

